

静岡県告示第772号

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第5条第3項の規定により、次の静岡県指定有形文化財の指定が解除されたので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年12月17日

静岡県知事 鈴木康友

| | |
|-------|---|
| 種別 | 有形文化財（彫刻） |
| 名称 | 木造薬師如来坐像1軀 木造地藏菩薩立像1軀 木造天部形立像2軀 附 木造十一面観音立像1軀 木造十一面観音立像1軀 木造菩薩形立像1軀 木造梵 天帝釈天立像2軀 木造天部形立像1軀 木造僧形坐像1軀 |
| 員数 | 11軀 |
| 指定書番号 | 第519号 |
| 指定年月日 | 昭和59年3月23日 |
| 理由 | 令和6年8月27日付けで重要文化財に指定されたため |